

瀬戸内市産業振興拠点施設整備基本設計業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 業務名

瀬戸内市産業振興拠点施設整備基本設計業務

(2) 業務の目的

第2期瀬戸内市太陽のまち創生総合戦略の基本目標に掲げる「地元ではたらくことができるまち」の実現に向けて、産業分野に関連する施設を集約し、行政・事業者・市民が交流することができる拠点施設を整備するため、柔軟な発想や卓越した設計能力、豊かな経験を有する者から広く技術提案を募集し、拠点施設の整備に係る基本設計を委託するものである。

(3) 業務内容

別紙「瀬戸内市産業振興拠点施設整備基本設計業務特記仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結の日から令和6年3月29日（金）まで

2. 予算（予定価格）

14,223,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を限度とする。

なお、参考見積書の金額が、予算額（予定価格）を超過した場合は失格とする。

3. 実施形式

公募型プロポーザル方式

4. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項の全てを満たす者とする。

- (1) 市に、令和5年度における入札参加資格審査申請書を提出していること。ただし、令和5年度における入札参加資格審査申請書を提出していない者で提案者になろうとする者は、入札参加資格を有することを明らかにする書類を提出すれば、参加資格を有するとみなすことができる。
- (2) プロポーザルの公示日現在から候補者特定の日までの間に瀬戸内市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者でないこと。

- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員のいずれにも該当せず、かつ、これらの利益になる活動をそれと知りながら行うものでないこと。
- (7) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項に基づく一級建築士事務所であること。

5. 受注候補者特定方法

参加資格があると認められる者から企画提案書等を受け付け、その企画提案を瀬戸内市産業振興拠点施設整備基本設計業務プロポーザル審査委員会において審査し、受注候補者（以下「候補者」という。）を特定する。

審査にあたっては、当該業者のプレゼンテーション及びヒアリング等を実施するものとし、審査方法及び審査基準は以下9のとおりとする。

6. 質疑・回答

- (1) 提出方法 別添の質問書・回答書（様式5）により、Eメールにて提出することとし、必ず電話にて受信を確認すること。
- (2) 提出期限 令和5年9月12日（火） 16時00分まで（必着）
※提出期限を過ぎた質問、Eメール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。
- (3) 提出先 瀬戸内市 産業建設部 産業振興課 sangyou@city.setouchi.lg.jp
- (4) 回答期限 令和5年9月15日（金）
- (5) 回答方法 市ホームページに掲載し回答するものとする。

7. 参加申込

(1) 申込方法

参加申込書（様式1）に返信用封筒（84円切手貼付け）を添えて、持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

また、令和5年度（6月から翌年5月までを当該年度とする。）における入札参加資格審査申請書を提出していない者については、次に掲げる書類を提出すること。

- ① 法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
- ② 商号登記している個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）
- ③ 商号登記していない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書
- ④ 財務諸表（法人及び個人）
- ⑤ 法人にあつては、直近年度の国税（法人税及び消費税）、都道府県税（事業税及び都道府県民税）及び市町村民税すべての納税証明書（未納がないことが確認できるもの）
- ⑥ 個人にあつては、直近年度の国税（所得税及び消費税）、都道府県税（事業税）及び

市町村民税すべての納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

⑦ 瀬戸内市暴力団排除条例に関する誓約書（様式2）

(2) 申込期間

令和5年9月22日（金） 16時00分（必着）

(3) 申込先

瀬戸内市 産業建設部 産業振興課

〒701-4292 岡山県瀬戸内市邑久町尾張300-1

(4) 参加資格の審査・審査結果の方法

参加申込者の参加資格を実施要領に基づき審査し、当該審査の完了後に審査結果を申込者全員に対して、参加資格審査結果通知書（様式3）により通知するものとする。

8. 企画提案書作成方法

(1) 提出書類の名称

瀬戸内市産業振興拠点施設整備基本設計業務公募型プロポーザル企画提案書

(2) 企画提案書様式・制限枚数

A3版縦横自由、片面カラー印刷で10枚以内とし、ページ番号を付すこと。

(3) 提出部数

① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式6） 原本1部

② 業務実施体制各種調書及び企画提案書等 9部

ア 会社概要（様式7）

イ 技術者の概要（様式8）

ウ 業務実績調書（様式9）

エ 担当技術者調書（様式10）

オ 主任技術者の経歴及び実績等調書（様式11）

カ 再委託調書（様式12） ※再委託する場合のみ

キ 企画提案書（任意様式）

ク 実施体制図（任意様式）

ケ 工程表（任意様式）

コ 参考見積書（様式13）

(4) 提出方法

持参又は郵送によること。ただし、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

(5) 提出期限

令和5年10月4日（水） 16時00分（必着）

(6) 提出先

〒701-4292 岡山県瀬戸内市邑久町尾張300-1

(7) 業務の要件

- ① 施設整備にあたってはデジタル田園都市国家構想交付金(地方創生拠点整備タイプ)の活用を予定していることから、施設機能に先導性(「自立性」「官民協働」「地域間連携」「政策間連携」「デジタル社会の形成への寄与」)の要素をもたせること。
- ② 近隣の居住環境や交通事情に配慮しながら、事業用地を有効に活用した施設の意匠、規模、配置を行うこと。

(8) 企画提案を求めるポイント等

地域ビジネス支援センター(仮称)整備基本計画及び瀬戸内市産業振興拠点施設整備基本設計業務特記仕様書の内容を踏まえ、次のテーマA～Dに関する提案を求める。

【テーマ】

- A 先導性(自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携、デジタル社会の形成への寄与)の要素を取り入れた施設整備についての考え方
 - ・施設を活用した収入確保や事業により見込まれる経済効果、公益性の向上(自立性)
 - ・複数の事業主体との連携や複数の政策分野にまたがる事業が可能な環境整備(官民協働、地域間連携、政策間連携)
 - ・施設運営の省力化、省コスト化や利用者の利便性向上を実現するデジタル技術の活用策(デジタル社会の形成への寄与)
- B にぎわいや交流が創出できる空間形成及びユニバーサルデザインについての考え方
 - ・事業者や就労者だけでなく、地域住民が気軽に利用可能な施設として、にぎわいや交流が図れる空間の形成
 - ・幅広い世代が利用しやすいユニバーサルデザインやバリアフリーの導入
- C 事業費の削減と環境負荷の低減についての考え方
 - ・施設運営に必要な機能を確保しつつ、ライフサイクルコスト低減のための方策
 - ・建設コストの抑制を考慮した上で、再生可能エネルギーの活用や省資源対策など、環境負荷低減の手法
- D その他独自の提案
施設整備に当たり、テーマA～C以外の項目について、施設の目的に沿った、ふさわしい提案があれば記載すること。

(9) 留意事項

- ア 企画提案書は1者1提案とする。
- イ 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。

9. 審査方法

(1) 審査の方法

提出された業務実施体制各種調書及び企画提案書等の書類審査及び企画提案等につい

でのプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、下記（3）アからエで示す審査基準に基づき総合審査を行う。

ただし、提案者が多数となった場合は、書類審査によりプレゼンテーション及びヒアリングを依頼する業者（4者程度）を選考し、通知するものとする。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング

プレゼンテーション及びヒアリングは、対面方式を基本とする。

ア 時間配分

提案者の説明時間を20分以内、質疑応答を20分程度とし、順次個別に行う。

イ 説明用機材

説明に際して、プロジェクター及びスクリーン等については用意するが、パソコン等の機材については各提案者が用意するものとする。

ウ 参加人数・発言者

会場への入室は3名までとし、発言者は参加者であれば制限しない。

エ その他

上記8（3）に定められた企画提案書等以外の資料は使用できない。

(3) 審査項目及び配点

プロポーザル審査は、以下の審査項目及び配点に基づき審査を行う。

ア 実施体制・担当者の配置・業務実績	20/100点
イ 企画提案の内容	40/100点
ウ 参考見積価格	20/100点
エ プレゼンテーション及びヒアリングの内容	20/100点

(4) 候補者特定手順

候補者は、審査の評点の合計点が60点を超え、かつ最も高い者とする。この場合において、合計点が最も高い者が2者以上あるときは、審査委員会において採決して定める。

※提案者が1者の場合は、審査を行い、審査委員会が候補者特定の可否を採決して定める。

(5) 審査結果の通知

審査結果はプロポーザル審査結果通知書（様式4）により通知するものとする。

10. 日程

公示	令和5年	8月	30日（水）	
質問受付締切	令和5年	9月	12日（火）	16時
質問回答期限	令和5年	9月	15日（金）	
参加申込書受付締切	令和5年	9月	22日（金）	16時
参加資格の審査・審査結果の通知	令和5年	9月	27日（水）	
企画提案書等受付締切	令和5年	10月	4日（水）	16時

書類審査（提案者多数の場合）	令和5年 10月 6日（金）
プレゼンテーション及びヒアリング	令和5年 10月 13日（金）
結果通知の送付	令和5年 10月 17日（火）
契約締結	令和5年 10月 下旬
業務開始	契約締結の日

1.1. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された企画提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 「8. 企画提案書作成方法」及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの。
- (2) 企画提案書等提出期限後に参考見積書の金額に訂正を行ったもの。
- (3) プレゼンテーション等に出席しなかったもの。ただし、プレゼンテーション等の実施を取りやめた場合はこの限りではない。
- (4) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの。
- (5) 参考見積書の金額が、予算（予定価格）を超過したもの。

1.2. 契約

候補者決定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続を行うものとする。なお、その際には、決定された者はあらためて見積書を提出するものとする。また、契約締結の際、瀬戸内市契約規則第33条の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

1.3. その他

- (1) 提出書類は返却しない。ただし、市は、提出書類を提出者に無断で他の業務に使用しない。
- (2) 瀬戸内市情報公開条例に基づく開示請求があった場合、本プロポーザルに関する全ての文書（市作成文書及び参加者提出文書）は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。なお、本プロポーザルの候補者特定前において、特定に影響が出るおそれがある情報については特定後の開示とする。
- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効にするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (6) 業務実施体制各種調書に記載した配置予定の担当者は、原則として変更できないもの

とする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、瀬戸内市と協議のうえ決定するものとする。

- (7) 参加者は、候補者特定までの間に、4. 参加資格に定める要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

1 4. 担当部署（提出・問い合わせ先）

〒701-4292 岡山県瀬戸内市邑久町尾張 300-1

瀬戸内市 産業建設部 産業振興課 担当：久山

TEL：0869-22-1284

FAX：0869-22-3965

E-mail：sangyou@city.setouchi.lg.jp